



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 11 月 26 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

「タイ投資促進委員会BOIの新たな投資促進恩典について」

タイ投資促進委員会（BOI）は11月5日、省エネや代替エネルギー関連、ハイテク、環境に優しい素材・製品分野等6業種を重点育成分野とし、最大限の投資優遇特典を付与することを決定しました。世界経済が減速傾向にある上、タイ国内では政治的不安定な状態が続いており、今後タイへの直接投資にマイナスの影響を及ぼすと予想されていることから、今回のBOIの決定は投資促進策の一つであると考えられます。

今年1月から来年12月末の間にBOIに特別投資奨励対象事業として申請をすれば、対象の6業種の投資奨励法の枠内で最大限の投資優遇を得ることができます。詳しくは以下の通りです。

対象の6業種

1. 省エネや代替エネルギー関連産業
2. ハイテク技術を利用する産業
3. 環境に優しい素材・製品産業
4. 政府の大規模インフラ整備計画(メガプロジェクト) 関連事業
5. 観光や観光に関連する不動産業
6. 農産物を原材料とする産業

6業種への新たな投資優遇特典

1. 投資区域に関係なく8年間の法人所得税免除及びその後5年間の法人税の50%控除の特典付与。
2. BOIが規定する条件を充足すれば輸送費、電力・水道料金の2倍を課税所得から控除できる。
3. 設備設置あるいは建設の経費の25%までを、通常の減価償却費に加え純利益から控除可能。

【出所:タイ投資促進委員会(BOI)の Website】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載